

○外交特権等享有者並びに米軍及び米軍構成員等に対する駐車対策法制適用要領
の制定について(通達)

(平成 28 年 6 月 21 日岡指第 359 号警察本部長例規)

改正 令和元年 12 月 5 日岡指第 529 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり外交特権等享有者並びに米軍及び米軍構成員等に対する駐車対策法制適用要領を定め、本日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされた
い。

別添

外交特権等享有者並びに米軍及び米軍構成員等に対する駐車対策法制適用要領

第 1 趣旨

この要領は、外交特権等享有者並びにアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)

及び米軍構成員等に対する駐車対策法制の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 外交特権等享有者 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び国際機関の職員並びにこれらの者の配偶者、同居の家族及び個人的使用人で、その任務や法的地位により刑事裁判権からの免除、身体の不可侵、住居の不可侵等の一定の特権又は免除が認められている者をいう。
- 2 米軍構成員等 米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族(配偶者、21 歳未満の子並びに父、母及び 21 歳以上の子で、その生計費の半額以上を米軍の構成員又は軍属に依存するものをいう。)をいう。
- 3 外交ナンバー車両 外交使節団、領事機関又は国際機関(以下「外交使節団等」という。)が所有し、又は外交特権等享有者が使用する車両で、外務省に登録され、同省が発行する自動車登録番号標又は車両番号標(以下「番号標」という。)の交付を受けた車両をいう。
- 4 Yナンバー車両 米軍が所有者である車両又は米軍構成員等が使用者である車両をいう。

第 3 確認標章の取付け等

1 確認標章の取付け

外交ナンバー車両又は Yナンバー車両を放置車両として確認した場合は、放置車両確認標章(以下「確認標章」という。)に英文の説明書(別紙)を添付して取り付けるも

のとする。この場合において、Yナンバー車両に確認標章を取り付けた場合は、米軍憲兵隊当局と緊密に連携し、当該車両に係る違法駐車行為をした者の警察署等への出頭を促すための措置を講ずること。

2 反則告知及び通告

確認標章を取り付けられた外交ナンバー車両又はYナンバー車両に係る違法駐車行為をした者(以下「違反者」という。)が警察署に出頭した場合は、アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族、外交特権を有する者並びに一般外国人に係る交通反則事件の処理要領の制定について(通達)(令和元年12月5日岡指第528号例規)に基づき、反則告知及び通告等を行うものとする。

第4 使用者責任追及

1 使用者

確認標章を取り付けた外交ナンバー車両又はYナンバー車両について、違反者が警察署に出頭しない場合及び違反者が反則金を納付しない場合は、外交ナンバー車両については外務省に、Yナンバー車両については米軍基地に車両の所有者を照会し、当該所有者を当該車両の使用者として処理するものとする。この場合において、外務省又は米軍基地への照会は、交通部交通指導課において行うものとする。

2 弁明通知

外交ナンバー車両又はYナンバー車両の使用者に対して、岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則(平成18年岡山県公安委員会規則第9号。以下「公安委員会規則」という。)第4条第1項の弁明通知書による通知を行う場合は、弁明通知書英文説明書(様式第1号)を同封し、郵送により行うものとする。

3 納付命令

外交ナンバー車両又はYナンバー車両の使用者に対して、公安委員会規則第2条第1項の放置違反金納付命令書による放置違反金の納付命令を行う場合は、放置違反金納付命令書英文説明書(様式第2号)を同封し、郵送により行うものとする。

4 米軍憲兵司令官への通知

米軍構成員及び軍属に対して弁明通知書を郵送した場合は放置駐車違反通知書(様式第3号)により、放置違反金を納付(仮納付)した場合は放置違反金(仮)納付済通知書(様式第4号)により、その旨を最寄りの米軍憲兵司令官に通知するものとする。

5 弁明の機会の付与等の例外

次に掲げる場合は、弁明の機会の付与及び納付命令は行わないものとする。

- (1) Yナンバー車両の使用者が米軍構成員又は軍属であり、違反が公務に起因するものであって、当該使用者が所属する部隊の指揮官から公務証明書が提出された場合
- (2) 米軍の公用車両であり、米軍が使用者となる場合

6 督促

外交ナンバー車両又はYナンバー車両の使用者に対して、公安委員会規則第6条の督促状による督促を行う場合は、督促状英文説明書(様式第5号)を同封し、郵送により行うものとする。ただし、外交ナンバー車両の使用者が放置違反金を滞納した場合は、当該使用者の財産に対する差押えは行わないため、公安委員会規則第6条の督促状中「指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。」の部分及び督促状英文説明書中の該当する部分を削除して用いるものとする。

7 滞納処分及び車両の使用制限命令

- (1) 外交ナンバー車両の使用者に対して車両の使用制限の命令を執行する場合は、事前に警察庁交通局交通指導課から外務省に通知することから、時間を要することに留意するとともに、外交使節団等の長の同意を得ずに大使館等の公館に立ち入り、又は当該使用者の同意を得ずにその住居に立ち入らないこと。
- (2) Yナンバー車両の使用者に対する滞納処分及び車両の使用制限命令は、一般の車両と同様に行うものとする。ただし、財産を差し押さえる場合は、事前に最寄りの米軍憲兵司令官に通知するものとする。

8 通常の番号標を付けた放置車両に対する措置

通常の番号標を付けた放置車両に対して確認標章を取り付けた後、当該車両の使用者が外交特権等享有者又は米軍構成員等であることが判明した場合は、2から7までに準じた措置を執るものとする。